

基金だより

Vol.62

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成19年5月31日

事業状況

平成19年度事業計画及び予算のお知らせ……………	1
基金規約等の一部変更……………	2
理事・代議員改選のお知らせ……………	2
厚生年金基金掛金率の変更のお知らせ……………	5
算定基礎届等事前調査へのご協力ありがとうございました…	5

解説

国の年金制度改正と基金の対応……………	6
---------------------	---

事業統計

主要事業事項の傾向・年金資産額と運用利回り……………	8
----------------------------	---

平成19年度事業計画及び予算のお知らせ

当基金の平成19年度の事業計画及び予算をはじめとする下記の報告事項及び議案事項が、去る2月19日に開催された第88回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

報告事項

- 報告第1号 年金事業の実施状況について
- 報告第2号 理事長専決処分による規約変更等について
- 報告第3号 総選挙の執行について
- 報告第4号 財政再計算の実施について

議案事項

- 議案第1号 平成19年度予算
- 議案第2号 規約・規程の変更
 - 1.法改正事項の施行等に伴う規約の変更
 - 2.任意脱退に伴う規約の変更
 - 3.諸規程の変更

厚生年金保険法改正事項の施行等に伴う規約・規程の変更も議決

平成19年4月実施の国の年金法改正等に伴う、当基金の規約・規程の変更については、法律改正事項に伴う変更は細部の取り扱いが未定であったため、変更方針と実行時における理事長専決処理につき提案・議決されました。(法改正事項の施行等に伴う基金の対応については6～7頁参照)

平成19年度事業計画

厚生年金基金の事業運営については、年金制度改正による財政中立化の実現や資産運用環境の改善によるプラス運用への推移などにより、その環境は明るくなってきた感があります。しかし、当基金の年金財政は、多大な不足金を抱えるとともに、成熟度の上昇や加入員数の減少などにより、財政負担は限界状況にあり、給付減額の実施及び財政の中立化以降においても、な

お厳しいものがあります。

このようなことから、平成19年度における年金制度改正の実施事項を含め、固定的な業務の円滑・適正な処理に努めるとともに、事業実施内容の分析・改善に心がけることはもとより、特に年金資産の運用にあたっては、常により効率的な運用が図られるよう十分に配慮し、財政の健全化に資することとします。

重点事項

- 1.年金制度改正事項の円滑な実施並びに今後の施行事項への適切な対応
- 2.年金資産の効率的運用

基金規約等の一部変更

- 離婚時分割制度に係る規約の変更
- 老齢厚生年金の繰下げ制度に係る規約の変更
- 70歳以上在職者の停止制度に係る規約の変更
- 申し出による支給停止制度に係る規約の変更
- 任意脱退に伴う規約の変更

- 諸規程の変更（財政運営に関する規程の一部変更）

※左記の規約の新旧対照表については、
当基金のホームページ (<http://www.glskkn.com>) にアップロードしてありますので、そちらをご参照ください。

理事・代議員改選のお知らせ

平成19年5月31日の任期満了により、当基金の理事・代議員などの選挙会が執行されています。なお、選挙については、立候補者が定員を超えない場合は無投票となります。

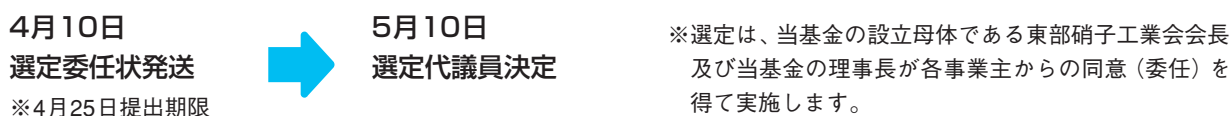
【互選代議員の選挙】

互選代議員については、以下のような手続きを経て、加入員のうちから15名選出することになります。



【選定代議員の選出】

選定代議員については、以下のような手続きを経て、事業主の委任により15名選定することになります。



【理事の選挙】

理事については、5月10日に決定した選定・互選代議員のうちからそれぞれ7名選出することになります。

5月16日 理事選挙会開催

【理事長の選挙】

理事長については、5月16日に決定した選定理事から選出することになります。

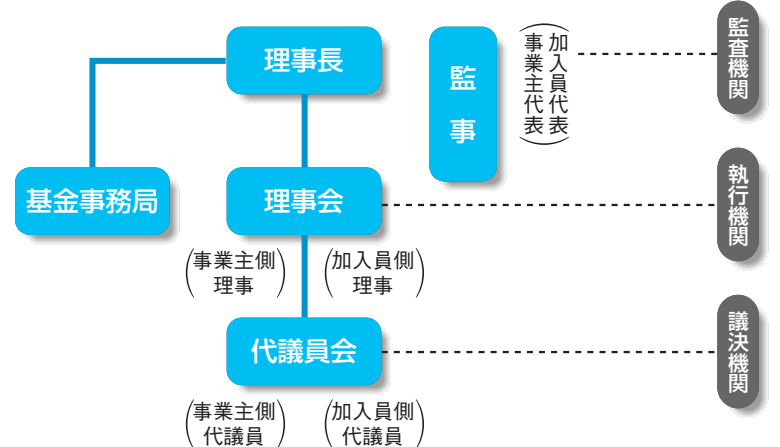
5月23日 理事長選挙会開催

【監事の選挙】

監事については、選定・互選代議員の中から各1名選出することになります。

6月4日 監事選挙会（代議員会）

●基金の組織



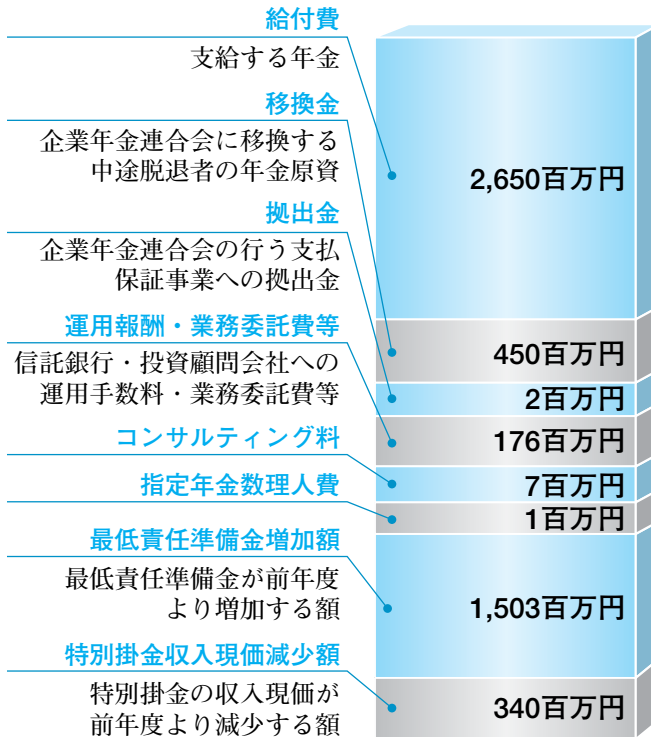
年金経理

年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

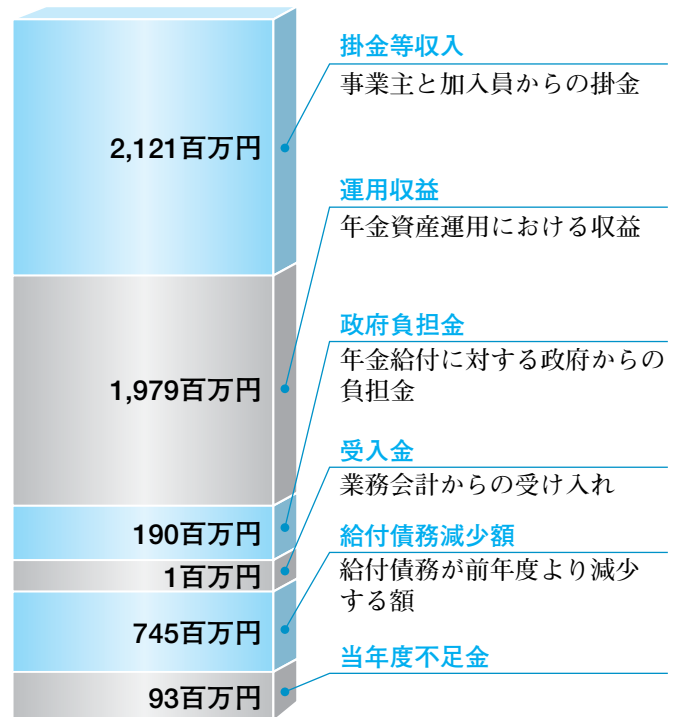
●平成19年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

費用勘定 5,129百万円



収益勘定 5,129百万円



●資産と負債の状況（予定貸借対照表）

資産勘定 46,496百万円

年金資産 38,063百万円
信託資産 37,479百万円
預貯金等 584百万円

未償却過去勤務債務残高 8,340百万円

当年度不足金 93百万円

負債勘定 46,496百万円

給付債務 36,234百万円
数理債務 1,481百万円
最低責任準備金 34,753百万円

支払備金等 1,042百万円

別途積立金 9,220百万円

（平成20年3月31日現在）

平成18年度・主要事業概況（平成19年3月末）

事業所数	加入員数	平均標準給与月額	受給者数	平均年金額	慶弔金
244事業所	男子 5,317人 女子 2,181人 計 7,498人	男子 344,408円 女子 227,685円 計 310,456円	5,526人	475,578円	85件 147万円

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

予定貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	67,212千円	掛金収入	88,381千円	預貯金	92,153千円	預り金	84千円
代議員会費	2,343千円			未収事務費掛金	8,808千円	引当金	31,744千円
機械処理経費	7,075千円			未収金	800千円	未払金	111千円
繰入金	228千円			有価証券	20,000千円	繰越剰余金	85,795千円
雑支出	8,196千円	延滞金・受取利息及び配当収入	700千円			当年度剰余金	4,027千円
当年度剰余金	4,027千円						
合計	89,081千円	合計	89,081千円	合計	121,761千円	合計	121,761千円

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

予定貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	7,586千円	受入金	1千円	預貯金	63,340千円	引当金	45,657千円
福祉給付金	2,700千円	受取利息及び配当収入	500千円	未収福祉施設掛金	56千円	基本金	800,570千円
雑支出	4,152千円	当年度不足金	13,937千円	有価証券	472,785千円	繰越剰余金	181,680千円
				固定資産	477,789千円		
				当年度不足金	13,937千円		
合計	14,438千円	合計	14,438千円	合計	1,027,907千円	合計	1,027,907千円

資産運用状況報告 (速報)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	期末時価資産額	評価損益額	修正総合利回り
信託銀行 (4行)	2,383,851万円	434,739万円	6.17%
投資顧問会社 (5社)	1,302,899万円	334,431万円	7.48%
合計	3,686,750万円	769,170万円	6.63%

厚生年金基金掛金率の変更のお知らせ

平成19年4月分より、当基金の掛金率が変更となりました。今年度は平成17年4月より行われている段階的な掛金率引上げの最終年度にあたります。なお、今後当基金では、今回の掛金率の変更とは別に、平成19年3月31日を基準日とした財政再計算を予定しています。

■平成19年4月からの掛金率

	変更前	変更後	
●普通掛金	4.1%	→ 4.1%	※変更はありません。賞与分については3.8%となります。
●特別掛金	2.4%	→ 2.7%	
●事務費掛金	0.3%	→ 0.3%	※変更はありません。
●合計	6.8%	→ 7.1%	

算定基礎届等事前調査へのご協力ありがとうございました

先頃、算定基礎届等の作成方法等について事前に希望をお聞きするため、各事業所様に算定基礎届等事前調査票のご提出をお願いいたしましたが、ご協力誠にありがとうございました。

当基金における算定基礎届の提出にあたっては、手書きもしくは自社等のコンピュータ、パソコンにて作成していただいておりますが、従前より事業所での事務軽減を図るため、手書きにて算定基礎届を作成される事業所に対し、氏名・生年月日・現在の等級などが印字済みの用紙を配布しています。

また、基本情報（加入員番号・氏名・生年月日等）を登録したフロッピー・ディスクを配付し、給与データを入力していただいたエクセルを当方に提出いただければ、紙ベースもしくは社会保険事務所・健康保険組合に提出するフロッピー・ディスクを作成しています。

ご提出いただきました算定基礎届等事前調査票を参考とさせていただき、算定基礎届等の作成方法等の検討をさせていただくこととなります。

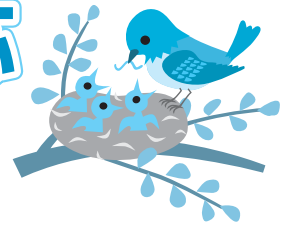
● みんなで育てよう私たちの基金 ●

高齢化社会を迎え、厚生年金保険を補完する厚生年金基金の役割は一層重要なものとなっています。厚生年金基金は規模が大きくなるほどスケールメリットが活かされ、給付の充実や福祉施設事業の拡大を可能にします。皆さんのお仲間で、まだ基金に加入していない会社がございましたら、ご説明に参りますのでよろしくお願い致します。



平成19年4月実施

国の年金制度改正と基金の対応



平成16年の年金法改正に基づき、平成19年4月から国の年金制度の改正事項が実施されます。国の老齢厚生年金の一部を代行する厚生年金基金でも、これらの改正事項に対応し、一部規約を変更しました。

離婚時における厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以降に成立した離婚等を対象に、婚姻期間中における厚生年金被保険者期間の保険料納付記録※を分割することができます。平成19年4月1日以降の離婚等であれば、平成19年4月1日以前の婚姻期間等も分割の対象期間に含まれます。分割の請求は、離婚等成立後2年以内に最寄りの社会保険事務所でを行います。

分割は報酬総額の多い人（第1号改定者）から少ない人（第2号改定者）へ行うことができ、分割割合は1/2が上限となります。分割を行うには離婚当事者同士の合意が必要です。合意が得られない場合、当事者どちらか一方の求めにより家庭裁判所で決めることもできます。

分割の成立後は、分割後の保険料納付記録に応じて、本人の支給開始年齢から年金を受けることになります。ただし、年金を受けるためには、自分自身の受給資格期間を満たす必要があります。また、元配偶者が亡くなくても年金額には影響しません。

※保険料納付記録…標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）の総額のこと。将来受ける厚生年金の額を計算する際の基礎になります。

分割に関する情報提供：離婚等の当事者の双方またはどちらか一方が社会保険事務所へ請求することで、当事者それぞれの保険料納付記録等の情報提供を受けられます。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に離婚時の年金分割制度を導入します。
- 国の厚生年金の分割により国の厚生年金が減額された場合は、基金からの年金も同様に減額となります。
- 離婚時の年金分割の請求は社会保険事務所でを行います。当基金での手続きは必要ありません。
- 離婚分割の第1号改定者が当基金の加入員または年金（待期者）受給権者の場合は、社会保険庁か

ら基金あてに改定割合の通知が届きます。当基金では、厚生年金の代行部分をその割合に応じて減額改定します。また、同時に当事者（第1号改定者）へ減額改定する旨の通知をしたうえで、減額分の年金原資（現価相当額）を社会保険庁に移換します。これによって、第2号改定者（分割を受ける方）が、国から厚生年金として受給します。

- 基金のプラスアルファ部分は離婚分割の対象にはなりません。

70歳以上の在職者にも「在職老齢年金」が適用

70歳以上の在職者についても、60歳台後半の在職老齢年金と同じしくみにより年金額が調整されます。具体的には加給年金額を除く老齢厚生年金月額（基本月額）と、標準報酬月額とその月以前1年間の標準

賞与額の1/12の合計額（総報酬月額相当額）の合計が48万円を超えた場合、超えた額の1/2が基本月額から支給停止されます。ただし、70歳以上の在職者は厚生年金保険の被保険者とならないため、厚生年金保険料の負担はありません。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に70歳以上の人の在職支給停止制度を導入します。当基金の支給停止対象となる人は、70歳以上で当基金の加入事業所に勤務されている人です。

※平成14年4月以前に当基金の年金の受給権を取得されている人（原則として、昭和17年4月1日以前生まれ）は、支給

停止の対象とはなりません。

- 70歳以上の人の在職支給停止は、代行部分のみで、プラスアルファ部分は停止しません。
- 支給対象者については、社会保険庁からの情報に基づき、自動的に基金の年金の支給が行われます。

老齢厚生年金を66歳以降に繰下げ

一律65歳支給の老齢厚生年金を実際の退職後年齢から受けられるよう繰り下げることができます。66歳以降に社会保険事務所へ申し出ることによって、本来の年金額に一定の繰下げ加算額を加えた額が支給されます。平成19年4月以降に65歳になり老齢厚生

年金の受給権を得た人が対象です。ただし65歳になったとき、または65歳から66歳になるまでの間に他の年金給付（老齢基礎年金等を除く）の受給権を得た人は繰下げできません。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に年金の支給繰下げ制度を導入します。国の老齢厚生年金を繰り下げた場合は、同様に基金の年金の支給繰下げを行う必要があります。
 - 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げ開始から終了までの間は、年金の支給は停止されます。
 - 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げによる増額分（代行部分及びプラスアルファ部分）が基金の年金に加算されます。加算額は、国と同様に政令で定められた乗率（1月当たり0.7%、繰上げ期間上限60月）により算出します。
 - 国の老齢厚生年金の繰下げを開始（原則65歳時点）する時点及び国の老齢厚生年金の繰下げを終了する時点で、基金あてに届出する必要があります。
- ※国の老齢厚生年金の繰下げを開始する時点で、基金あてに届出がない場合、本来基金の年金給付を停止すべきところ、基金の年金給付を継続支給することとなり「過剰払い」が発生し、後日判明した場合、当該過剰払い額を基金へ返納しなくてはならなくなるので、注意が必要です。
- 基金の繰下げは、老齢厚生年金を繰下げした場合に行われるもので、老齢基礎年金だけの繰下げの場合、繰下げできません。

年金受給権者の年金支給停止の申し出

年金の受給権を得ても、自らの意思で年金を受けないという選択ができます。社会保険事務所へ申し出ることによって年金額の全額を支給停止できますが、一部のみを支給停止することはできません。

在職老齢年金により一部支給停止されている場

合は、支給中の年金額について停止を選択できます。

また、支給停止した年金の支給はいつでも再開することができますが、過去に支給停止した年金をさかのぼって受けることはできません。

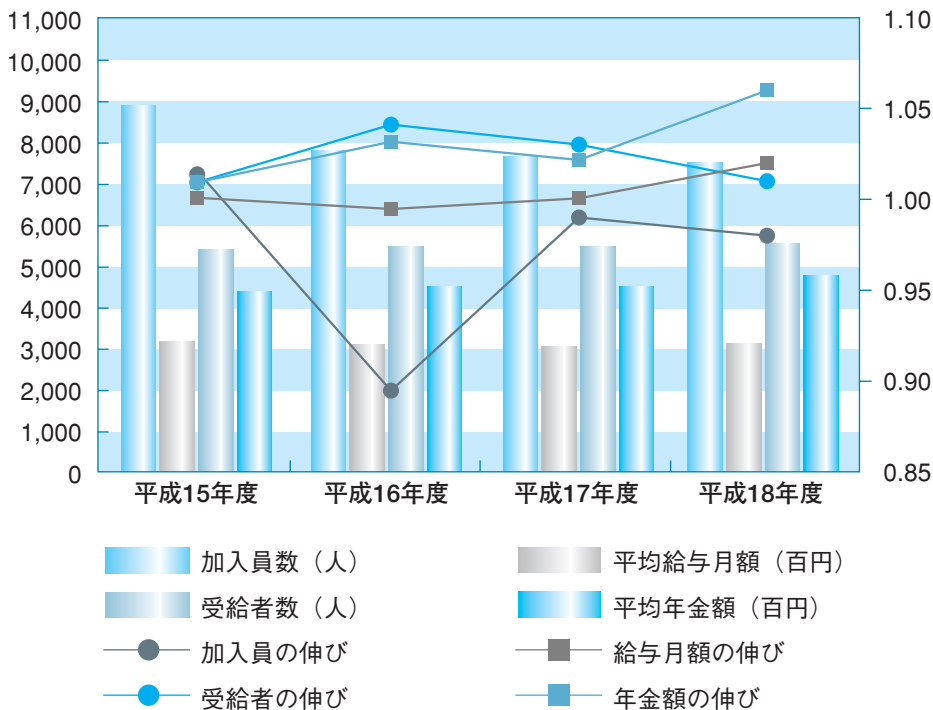
基金の対応

- 当基金においても、国と同様に受給者の申し出による年金支給停止制度を導入します。国の老齢厚生年金を支給停止の申し出をした人は、基金の年金（代行部分・プラスアルファ部分）の支給停止を申し出ることができます。
- 当基金の年金を支給停止する時点及び解除する時点で、基金あてに届け出る必要があります。
- 国同様、支給停止の申し出による増額はありません。

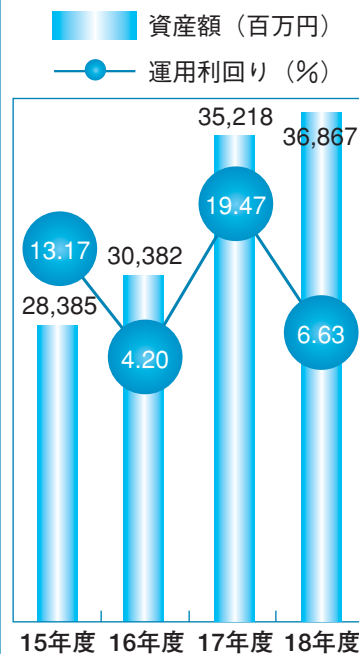
事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、加入員数の減少により、さらに成熟度が上昇

主要事業事項の傾向



年金資産額と運用利回り



「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



◆ ガラス基金ホームページ ◆

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

- | | | | |
|------|---------|----------------|---------|
| 開設内容 | ●基金の概要 | ●年金のご相談 (24時間) | ●各種届出様式 |
| | ●規約と規程 | ●基金の現況 | ●掛金額表 |
| | ●予算と決算 | ●広報誌関係 | etc |
| | ●給付のしくみ | | |

